

回覧

令和8年2月吉日

たばこの吸い殻のポイ捨てについて
地域の皆様へ注意とお願ひ

会員各位

出口自治会 会長川添千尋

平素は出口自治会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
このたび、住民の方より「火のついたままのタバコの吸い殻が、風にあおられ
て走行する車両に飛ぶ」という苦情が寄せられました。

吸い殻が完全に消火されていない場合、周囲に可燃物があると、思いがけず火災につながる危険性があります。特に今の季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期でもあります。小さな火種であっても、大切な住まいやお車、さらには人命に影響を及ぼす恐れがあるため、十分な注意が必要です。

つきましては、タバコを吸われる際には

- ・吸い殻の火が完全に消えていることを確認する
 - ・タバコの吸い殻を道路や敷地内に捨てない
 - ・必ず決められた場所や吸い殻入れに処理する

など、基本的なマナーの徹底を改めてお願いいたいします。

皆さま一人ひとりの心がけが、地域全体の安全と安心につながります。
誰もが気持ちよく、安心して暮らせる住環境を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

